

令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の採択に伴う
ガス基本約款等の変更について

びわ湖ブルーエナジー株式会社

びわ湖ブルーエナジー株式会社（社長：島村 寛、以下「当社」）は、政府の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に採択されたことを受け、2025 年 1 月 1 日に当社のガス基本約款等を変更し、2025 年 2 月検針分（1 月使用分）から 2025 年 4 月検針分（3 月使用分）までの期間、政府の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象となるお客さまのガス料金を値引きします。
なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

1. 政府の支援単価について

対象のお客さま	当社とガス需給契約を締結いただいているお客さま ただし年間契約量が 1,000 万 m ³ 以上のお客さまは対象外となります	
政府の支援単価 (税込)	2025 年 2 月検針分～2025 年 3 月検針分	10.00 円/m ³
	2025 年 4 月検針分	5.00 円/m ³
値引き方法	上記の支援単価を毎月の「調整単位料金」から減額します	
その他	お客さまによるお申込みは不要です	

2. ガス基本約款等^{※1}の変更について

今回決定された閣議決定内容「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置をガス基本約款等の付則へ記載いたします。具体的な変更内容は別紙をご確認ください。

※1 ガス基本約款

業務用・産業用の個別約款（時間帯別 B 契約、業務用季節別 A 契約、業務用季節別 B 契約、空調用 A 契約）

3. 政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

詳細につきましては、[政府の特設サイト](#)をご確認ください。

4. お問い合わせ先

大津市企業局 お客様センター 077-528-2603

<受付時間> 平日 8 時 40 分～18 時 30 分 土・日・祝 8 時 40 分～17 時 25 分
(1/1～1/3 を除く)

以上

1. ガス基本約款の変更内容について

新	旧
付則の追記	
付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2025 年 1 月 1 日</u>から実施いたします。 2. 「<u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u>」に係る特別措置 <u>(1) 2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)</u>に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 <u>(2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</u> <u>(3) (1) および (2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</u> 3. 「19. 単位料金の調整」(2)②177,340 円(以下「上限価格」という)について 上限価格は、2022 年 5 月から 7 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 および基本約款 2 の規定により、上限価格を見直すことがあります。	付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、2024 年 1 月 1 日から実施いたします。 2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。))に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および (2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。 3. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2023 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。))に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および (2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。 4. 「19. 単位料金の調整」(2)②177,340 円(以下「上限価格」という)について 上限価格は、2022 年 5 月から 7 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 および基本約款 2 の規定により、上限価格を見直すことがあります。

2. 業務用・産業用の個別約款の変更内容について

新	旧
付則の追記	
付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2025 年 1 月 1 日</u>から実施いたします。 2. <u>「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置</u> <u>(1) 2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)</u>に基づき、<u>総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「8. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとしします。</u> <u>(2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</u> <u>(3) (1) および (2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとしします。</u> 3. <u>「8. 単位料金の調整」(2)②177,340 円(以下「上限価格」という)について</u> 上限価格は、2022 年 5 月から 7 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 および基本約款 2 の規定により、上限価格を見直すことがあります。	付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、2024 年 1 月 1 日から実施いたします。 2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「8. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとしします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および (2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとしします。 3. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2023 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「8. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとしします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および (2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとしします。 4. 「8. 単位料金の調整」(2)②177,340 円(以下「上限価格」という)について 上限価格は、2022 年 5 月から 7 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 および基本約款 2 の規定により、上限価格を見直すことがあります。